

義務の体系における契約の解除

中 野 万葉子

はじめに

- 1 問題の所在
- 2 解除規定の歴史的沿革
 - (1) ローマ法
 - (2) 教会法
- 3 ドマにおける解除
 - (1) 解除とは
 - (2) 不履行解除
 - (3) 売買契約における解除
 - (4) 小括
- 4 義務の体系における解除の位置付け
 - (1) *faute*と損害賠償
 - (2) 売買契約から発生する義務
 - (3) 義務の体系と解除

おわりに

はじめに

本稿は、フランス民法典（1804年）の祖として位置付けられているジャン・ドマ（Jean Domat, 1625-1696）の解除について、その基礎にある法的

思考を明らかにすることを目的とする¹。具体的には、ドマの主著『自然的秩序における市民法 (Les lois civiles dans leur ordre naturel, 1689-1694)』² (以下『市民法』という)において規定される不履行解除が義務の体系の枠組みで説明されていることを検証する。

筆者は、これまでドマの私法理論の特徴を明らかにすることを目的として、彼の義務概念に着目して考察を進めてきた。そこでは、ドマは、近世自然法論者の1人であるプーフェンドルフ (Samuel Pufendorf, 1632-1694) の義務の体系に依拠しながら、素材を実定法に求めることで自然的秩序に基づく統一的な体系を確立したという仮説を検証するため、ドマにおける個別的な法律制度およびその基礎にある法的思考の解明を試みた。前稿においては、fauteを原因として発生する損害賠償義務について、ドマの用いるfaute概念は行為の一態様を意味し不法行為責任の原因となること、また、契約から発生する義務の不履行をもfauteの一種ととらえていること、および、fauteがあ

- 1) ドマについての主な邦語論文に野田良之「ジャン・ドマとフランス民法典一特に民事責任の規定を中心として」比較法雑誌3巻2号(1965年)1頁以下、小川浩三「ジャン・ドマの lois de la religion と lois de la police (一)・(二)・(完)」北大法学論集38巻3号(1988年)1頁以下・4号(1988年)41頁以下、石崎政一郎「ヴェルツェル著『ジャン・ドマ』」法学6巻12号(1937年)69頁以下、和田敏明「ジャン・ドマ(一六二五—一六九六)の契約観—物権変動における意思主義の萌芽」早稲田法学会誌43巻(2001年)437頁以下、菊池肇哉「ジャン・ドマの三つの序文的章と法準則、プランシブ、レーグル及びロワ:ポティエ「法準則論」との対比において」日本法学82巻1号(2016年)157頁以下、①拙稿「ジャン・ドマ(一六二五—一六九六)の私法理論—法理論の基本的構造—」法学政治学論究101号(2014年)135頁以下、②同「ジャン・ドマの義務の体系—損害賠償論を中心に」西南学院大学法学論集50巻1号(2017年)73頁以下などがある。主な仏語文献に Henry Loubers, *Domat philosophe et magistrat*, Paris 1873, René-Frédéric Voelzel, *Jean Domat (1625-1696)*, Paris 1936, Bernard Baudelot, *Un grand juriconsulte du 17e siècle: Jean Domat*, Paris 1938, Paul Nourrisson, *Un ami de Pascal: Jean Domat*, Paris 1939, Jean-Louis Gazzaniga, *Domat et Pothier. Le contrat a la fin de l'ancien régime*, in: *Droits*, 1990, no 12, 37-46, David Gilles, *La pensée juridique de Jean Domat (1625-1696)*. *Du Grand Siècle au Code civil*, thèse, Aix-en-Provence 2004, Jean-François Brégi, *Contrat et idéologie chez Jean Domat*, in: *L'idée contractuelle dans l'histoire de pensée politique*, Actes du colloque organisé par l'AFHIP (Sep. 2007), Aix-en-Provence 2008, 147-161 などがある。
- 2) 本稿執筆にあたり、*Les lois civiles dans leur ordre naturel; le droit public, et legum delectus* nouv. éd., Paris 1735 を用いた。

る場合にはfauteを犯した者は損害賠償という新たな義務に拘束されることを明らかにすることによって、ドマがプーフェンドルフの義務と義務適合的行為を基調とした行為の枠組みを継承しつつ、ローマ法のculpaをfauteに置き換えたことを示した³。

本稿では、その続編として、契約から発生する義務が履行されない場合に生じる損害賠償義務に加えて、不履行の制裁として科される解除の仕組みを義務の体系の観点から考察していきたい。

1 問題の所在

日本におけるドマの解除に関する研究は、福本忍「フランス債務法における法定解除の法的基礎 (fondement juridique) と要件論 (1) -19世紀の学説・判例による「黙示の解除条件」構成の実質的修正に着目して-」や齋藤哲志「フランスにおける契約の解除 (一) -解除訴訟における判事の役割を中心として-」などにみられるように、フランス民法典における解除の諸規定に関する研究のなかでドマの解除に触れるものに限られている。

ドマの解除論について、福本は、解除条項のない売買契約において、債務不履行による売買の解除が引き起こされる法的根拠は、合意一般レベルにおける具体的な法理論であるcauseから導き出されると特徴付ける⁴。それに対して、齋藤は、ドマの「期限に支払いがないとして、または、その他の何らかの約定の履行がないとして解除する条項がなくとも、支払いの欠如および不履行が、状況に応じて付与される期間の後に生じた場合には、売買は解除されずにはおかない。なぜなら、契約当事者は、それぞれが自らの義務を履行する場合にしか、契約が存続することを望まないのだから」⁵という規定を引用し、ここには売買契約における債務相互間の牽連関係が確認できるが、causeによるものかどうかは明示されていない以上、即

3) 拙稿、前掲注1) ②91頁以下。

4) 福本忍「フランス債務法における法定解除の法的基礎と要件論 (一)」立命館法学299号(2005年)345、347頁。

5) Domat, Les lois civiles, Liv. I, Tit. II, Sec. XII, a. 13.

断し得ないと評する⁶。このようにして、ドマの解除はcauseの観点から考察されるが、はたしてドマの解除は何を原因とするのだろうか。

ドマの解除論を明らかにするには、彼の解除に関する諸規定のみならず、彼の義務を中心とした法的思考を考慮しながら検討することを要する。前稿でも触れたように、ドマの私法理論は義務 (engagement) と義務適合的行為 (devoir) を鍵概念として、個々の法制度を構築しているところにその特徴がある。義務違反行為 (反devoir) は不適合行為=fauteとみなされ、それによりfauteを犯した者には損害賠償義務が生じるのである。本稿で検討の対象とする解除もまたfauteとの関連性を有しており、債務不履行は不履行者にfauteに基づく損害賠償義務を生じさせるだけでなく、同時に制裁として解除が科される。本稿では、ドマの義務および義務適合的行為中心の思考枠組みに着目してfauteがあった場合の制裁としての解除を考察していきたい⁷。

6) 齊藤哲志「フランスにおける契約の解除 (一) —解除訴訟における判事の役割を中心として—」法学協会雑誌 23 卷 7 号 (2006 年) 142 頁。

7) なお、債務不履行に基づく契約の解除について、1804 年に制定されたフランス民法典は、その第 3 編「財産取得編」の第 3 章「契約または合意による債務一般」第 4 節「債務のさまざまな種類」第 1 款「条件付債務」第 3 項「解除条件」のなかで、次のように規定する。

第 1184 条第 1 項 解除条件は、両当事者のうちの一方がその義務をなんら履行しない場合には、双務契約においては、常に黙示に含まれる。

第 2 項 この場合において、契約は、当然には解除されない。自らに向けられた義務がなんら履行されなかった当事者は、あるいは、その履行が可能であるときには他方当事者に義務の履行を強制するか、あるいは、損害賠償とともに義務の解除を請求するかの選択権を有する。

第 3 項 解除は、裁判上で請求されなければならない。被告には、状況に応じて期間が付され得る。

(条文の訳出については、法務大臣官房司法法制調査部編『フランス民法典—物権・債務関係』(法曹界、1982 年) 78、79 頁参照)

フランスにおける解除制度の特色は、すべての双務契約には当事者の一方が債務を履行しない場合に他方が解除しう旨の「黙示の解除条件」構成が採られていることである (1 項)。また、法上当然の解除ではなく、裁判所に解除を請求しなければならないこと (3 項)、解除と損害賠償が併存することである (2 項)。

フランスの契約解除については、山下りえ子「フランスにおける契約解除法制について」比較法 31 号 (1994 年) 91 頁以下、後藤巻則「契約解除の存在意義に関する覚書」比較法学 28 卷 1 号 (1994 年) 7 頁以下、齊藤、前掲注 6) 113 頁以下、福本、

2 解除規定の歴史的沿革

(1) ローマ法

ここでは、まず解除規定の歴史的沿革を概観する⁸。ローマ法においては、一般的な解除という制度は存在しなかった。したがって、「債務不履行があればあらゆる契約は解除され得る」という考え方も存在しない⁹。そこでは、有償双務契約に基づく債権関係は、相互に独立の2つの訴権から成るととらえられるため、当事者の一方が給付をしないことを理由として、相手方が契約の拘束から解放され得る手段を認める余地はなかった¹⁰。

売買契約についてしてみると、債務不履行に基づく解除の一般規範は認められず、売主が売買の目的物を引き渡したにもかかわらず、買主が代金を支払わない場合、原則として、売主には代金支払を請求する履行訴権（売主訴権）が認められるにすぎない。そのため、一方が履行しない場合でも他方は履行を強いられ、相手方の不履行を援用して自らの債務を免れることはできなかった。つまり、売主買主双方とも、相手方に対して履行訴権しか有しなかったのである。かような状況において、次第に合意された期限内に買主が代金を支払わない場合には、売主が売買契約中に「解除約款（*lex commissoria*）」を付すという方法が活用されるようになった¹¹。

前掲注4) 321頁以下、武川幸嗣「解除の対第三者効力論（一）－売主保護の法的手段とその対第三者効」法学研究78巻12号（2005年）1頁以下など。

- 8) Karl Otto Scherner, Rücktrittsrecht wegen Nichterfüllung, Wiesbaden 1965, Hans G. Leser, Der Rücktritt vom Vertrag, Tübingen 1975, Christian Hattenhauer, §§ 323-325. Rücktrittsrecht wegen nicht oder nicht vertragsemäßig erbrachter Leistung, in: Schmoeckel/Rückert/Zimmermann(Hrsg.), Historisch-Kritischer Kommentar zum BGB Band II Schuldrecht: Allgemeiner Teil 2 Teilband §§ 305-432, Tübingen 2007, 1813ff.などを参照。なお、本稿では、ローマ法における解除について詳しい検討をすることはできなかった。
- 9) Malaurie/Ayné/Stoffel-Munck, Les obligations, Defrénois, Lextenso éditions 2009, 455 et s., René Cassin, Réflexions sur la résolution judiciaire des contrats pour inexécution, Rev. Trim. dr. civ. 1945, p. 162 など。
- 10) 山中康雄「解除の遡及効（2）」法協55巻2号（1937年）313頁以下、山下末人「契約の解除」谷口知平／五十嵐清編『新版注釈民法（13）債権（4）補訂版』（有斐閣、2006年）799頁以下、後藤、前掲注7）9頁以下、齊藤、前掲注6）120頁以下、小川、前掲注1）、57頁注65など。
- 11) Kaser/Knütel/Lohsse, Römisches Privatrecht 21. Aufl. §41 Rn. 49、ゲオルク・クリンゲン

解除約款は、解除条項をあらかじめ契約に挿入する条項・約款を意味するものであり、その要件を満たすことにより契約の解除がもたらされる。たとえば、代金の不払いがあった場合、売主には履行請求と解除との選択権が付与され、売主が解除を選択した場合にはじめて、売主は債務から解放されることになる¹²⁾。

(2) 教会法

従来の研究によれば、解除がすべての双務契約に対して一般的に適用されることが認められたのは教会法に至ってのこととされる¹³⁾。教会法においては、13世紀にはすでに「信義 (fides)」を援用して、契約当事者は不履行を理由として契約を撤回できるという一般規範が確立されていた。

この規範によれば、相手方の給付の履行を受けることができなかつた者は自己の給付を履行しない権利を有するが、そのみならず、契約を解除する権利をも有する。かような解除の根拠は、「信義を破る者にはもはや信義は義務付けられない (Fragenti fidem fides non est servanda)」というフグッキオ (Huguccio Pisanus, 1140-1210) の格言に求められる。この解除理論の本質は、制裁機能、すなわち不履行に対する罰であったとされ、ある者が他人に対して義務付けられながらそれを果たさなかつた場合には、不履行に対するより良き罰は、この者を義務から解放してやるというものである。

ベルク (瀧澤栄治訳)『ローマ債権法講義』(大学教育出版、2001年) 237頁以下、原田慶吉『ローマ法』(有斐閣、1955年) 188頁以下、Helmut Coing, *Europäisches Privatrecht Band I Älteres Gemeines Recht (1500 bis 1800)*, München 1985, 443f., Max Kaser, *Das Römische Privatrecht Erster Abschnitt*, München 1971, 561ff., § 131, Georges Boyer, *Recherches historiques sur la résolution des contrats*, Paris 1924, Eugène Lepeltier, *La résolution judiciaire des contrats pour inexécution des obligations*, thèse Paris 1934 など。

12) D. 18. 3. 2.

13) 教会法における解除については、Boyer, *op. cit.* p. 212 ets., Hattenhauer, a. a. o. (Fn. 8), S. 1829ff., Coing, a. a. o. (Fn. 11), S. 443f., Scherner, a. a. o. (Fn. 8), S. 9ff., Andreas Thier, §§ 346-359, in: Schmoeckel/Rückert/Zimmermann(Hrsg.), *Historisch-Kritischer Kommentar zum BGB Band II Schuldrecht: Allgemeiner Teil 2 Teilband §§ 305-432*, Tübingen 2007, S. 2088ff., Bruno Schmidlin, *Der Rücktritt vom Vertrag*, in: Schermaier/Rainer/Winkel (Hrsg.), *Jurisprudentia universals Festschrift für Theo Mayer-Maly*, köln 2002, S. 677ff., 小川、前掲注 1)、641 頁注 (65)、齊藤、前掲注 6) 122 頁以下などを参照。

こうした解除理論が精緻化される過程で重要な役割を果たしたのは、条件理論である。すべての合意には「もし信義が守られるならば (si fides servatur)」、すなわち相手方が約束に誠実であるときだけ履行するという「黙示の条件」が挿入されていると考えられるようになった。これにより、当事者間の信頼が不履行によって破壊された場合、被不履行者は債務から解放されることになる。しかし、ここで注意すべき点は、この条件は、フランス民法における解除条件とは異なり、停止条件であるということである。教会法におけるこの議論が、後の学説において解除として表現される所以は、債務からの解放が相手方の不履行を機縁とすることによると指摘される。

この解除理論は、契約を含むあらゆる債権債務関係にまで拡張され、一般規範となっていった。かような教会法における解除理論は、当事者の意思の推定に基礎づけられたため、広い適用領域を獲得したといえよう。

3 ドマにおける解除

(1) 解除とは

ドマの解除の意義を理解するために、『市民法』のなかで説明される義務 (engagement)¹⁴⁾の分類を確認しておきたい。ドマは、『市民法』を次のように配列している。すなわち、第1編「合意による意思的・双務的義務」、第2編「合意なくして成立する義務」、第3編「義務に付け加えられ又はこれを強化する効果」、第4編「義務を消滅又は減少させる効果」である¹⁵⁾。第1編「合意による意思的・双務的義務」では、売買、交換、賃貸借など、合意に基づいて発生する双務的かつ意思的な義務が説明され、第2編「合意なくして成立する義務」では、双務的合意によらず発生する義務、または一方のみの意思により、あるいはいずれの意思にもよらずし

14) engagement は拙稿で考察したように「義務」と訳す(前掲注1) ①150頁以下)。

15) engagement の分類につき、Jean-Marie Augustin, Les classifications des sources des obligations de Domat au Code civil, in: Acte des 3èmes Journées d'Études Pothiers-Romatre, LGDJ 2007, 119-129, Teixeira Cédric, La classification des sources du droit romain à nos jours, Diss. Lyon 2011, 85 et s., Gilles, op. cit. (2), 257 et s.

て発生する義務が説明される。そこでは、たとえば、後見人の義務、事務管理における義務、不法行為に基づく損害賠償義務などが挙げられる。

ドマは、第1編第1章「合意の一般原則 (Des conventions en général)」第6節「無効でなかった合意の解除について」において解除について論じている。まず、解除一般について、「無効」と「解除」との相違について説明することから始める。ドマによれば、無効は合意をその外見しか存在しなかったようにすることであり、解除は存続した合意を消滅させる制度と位置付けられる¹⁶。

次いで、解除がなされ得る原因として、次の6つが挙げられる。すなわち、①当事者の同意 (consentement)、②合意のなかに挿入されている何らかの条項 (pacte) (買戻権 (une faculté de rachat) や解除条項 (une clause résolutoire) など)、③条件の成就、④原状回復 (restitution en entier)、⑤何らかの詐欺 (dol) ないしその他の莫大損害 (lésion) による取消し (rescision)、⑥その他の諸原因である¹⁷。

その後、合意解除 (第3項)¹⁸、解除条件の成就 (l'événement d'une condition) による解除 (第5項)¹⁹、解除条項に基づく解除 (第6項)²⁰、再売買の予約等の事前の合意に基づく解除 (第7項)²¹、詐欺による解除 (第8項)²²、莫大損害や目的物の瑕疵による解除 (第9項)²³、家屋の賃貸契約で隣人が日照妨害をしたこと、賃貸人が崩れかけている家屋を修補しない場

16) Domat, Les lois civiles, Liv. I, Tit. I, Sec. VI, a. 1. 「ドマは、解除 (résolution) 概念を広くとらえており、弁済 (payement)、相殺 (compensation)、混同 (confusion)、更改 (novation) といった制度も合意の消滅として解除のなかで説明する」(Domat, Les lois civiles, Liv. I, Tit. I, Sec. VI, a. 15-18) という指摘があるが (福本、前掲注4) 339頁) が、第15項から第18項は、筆者が参照した1735年版には存在せず、1777年版から記載が確認される。

17) Domat, Les lois civiles, Liv. I, Tit. I, Sec. VI, a. 2.

18) Domat, Les lois civiles, Liv. I, Tit. I, Sec. VI, a. 3.

19) Domat, Les lois civiles, Liv. I, Tit. I, Sec. VI, a. 5.

20) Domat, Les lois civiles, Liv. I, Tit. I, Sec. VI, a. 6.

21) Domat, Les lois civiles, Liv. I, Tit. I, Sec. VI, a. 7.

22) Domat, Les lois civiles, Liv. I, Tit. I, Sec. VI, a. 8.

23) Domat, Les lois civiles, Liv. I, Tit. I, Sec. VI, a. 9.

合、家屋が公共事業のために取り壊されるといった場合、あるいは売買契約で追奪されるといった事象が生じた場合の解除（第10項）²⁴などが説明され、最後に不履行による解除（résolution par l'inexécution）（第11項）が扱われる。

本稿では、主として⑥その他の諸原因の1つとして論じられる義務の不履行を原因とする解除について考察していく。

（2）不履行解除

いわゆる債務不履行に基づく契約の解除について、ドマは、第1編第1章第6節「無効でなかった合意の解除について」第11項「不履行による解除」のなかで、次のように規定する。すなわち、「契約当事者の一方の側の合意の不履行（l'inexécution des conventions）は、不履行当事者がその義務（engagement）を履行することができなかつたときであれ、また、彼がその義務を履行しようとしなかつたときであれ、解除を引き起こす。このことは、売主が目的物を引き渡さないときに、解除条項（clause résolutoire）が存在していない場合であっても同様である。この場合、当該合意は解除される。この解除は、必要があれば直ちになされるし、あるいは、任意の期間経過後、当該不履行が引き起こし得た損害賠償とともになされる」²⁵。ドマは、解除が損害賠償とともになされることを明示する。また、解除が直ちになされる場合と不履行者に対して弁済のための猶予期間が与えられる場合を想定している。ここで注目すべきは、合意に解除条項が存在しなくても、解除が義務の不履行によって引き起こされ得るとしている点である。この点につき、従来、ドマにおいてはすでに解除の一般化が達成されていると評されてきた²⁶。

以上のように、ドマは、解除条項が合意に挿入されていない場合におい

24) Domat, Les lois civiles, Liv. I, Tit. I, Sec. VI, a. 10.

25) Domat, Les lois civiles, Liv. I, Tit. I, Sec. VI, a. 11. L. 1, ff. de act. empt. et vend. (D. 19. 1. 1) (売主が引き渡さなかつた場合、買主は目的物の価額以上の賠償を得ることができる)、L. 4, Cod. eod. (C. 4. 49. 4) が引用される。

26) 斎藤、前掲注 6) 142 頁など

ても、契約当事者が自身の義務を履行できない、あるいは履行しないときには契約の解除を認めている。その具体例として、売買における売主の引渡債務の不履行を挙げているように²⁷⁾、ドマは一般的な不履行解除を認めていたといえよう²⁸⁾。

(3) 売買契約における解除

次いで、第1編第2章「売買契約」の章で規定される売買契約の解除についてみていこう。

「売買契約」の章では、売買契約の定義および売買契約から発生する義務が規定され(第1節)、その後「売主の買主に対する義務」(第2節)が詳細に論じられる。後述するように、解除についても義務概念が重要な役割を果たしている。ドマによれば、売主の買主に対する第1の義務は目的物の「引渡し」である²⁹⁾。引渡しが遅れた場合、遅滞の効果として損害賠償を挙げる³⁰⁾。そして、売主による引渡しが行われなかった (le défaut de la délivrance) 場合については、「売買契約が存続しようがしまいが損害賠償は支払われるべきである」(第19項)という表題のもと、損害賠償のみならず、損害賠償に追加的に科される「罰 (peine)」として、妥当であれば売買は解除されるとする³¹⁾。たとえば、商品の積込みの日または市の日に引き渡されなければならない場合に、この債務を履行しなかった売主は、買主がそれを望む場合には、その商品を引き取り (reprendre)、かつ、代金を受領していた場合には、代金を返還する (rendre) ように義務付けられることになる³²⁾。

以上のように、ドマは、引渡しという義務が履行されない場合には、損害

27) Domat, Les lois civiles, Liv. I, Tit. I, Sec. VI, a. 11.

28) この点に関して、不履行解除の具体的な法的根拠および発生要件が示されていないとの指摘がある(福本、前掲注4) 340頁)。

29) Domat, Les lois civiles, Liv. I, Tit. II, Sec. II, a. 1. ドマは、引渡しに関してさまざまな方法を認めている。不動産に関しては、現実の明渡し、権利証または鍵の交付、単なる宣言、目的物を見せること、仮占有の合意、占有改定、用益権留保などによって、引渡し成就される (Domat, Les lois civiles, Liv. I, Tit. II, Sec. II, a. 6 以下)。

30) Domat, Les lois civiles, Liv. I, Tit. II, Sec. II, a. 16, 17.

31) Domat, Les lois civiles, Liv. I, Tit. II, Sec. II, a. 19.

32) 斎藤、前掲注6) 142頁、Domat, Les lois civiles, Liv. I, Tit. II, Sec. II, a. 19.

賠償に加えて契約の解除という罰が不履行売主に対して科されるとする³³。

次に、買主側の不履行についてみてみよう。ドマは、売買契約における売主の義務に続いて、「買主の売主に対する義務」（第3節）を規定する。買主の第1の義務は、「代金の支払い」である³⁴。ドマは、「代金の支払いがない場合における売買の解除」（第8項）という表題のもと、「引渡し後、支払い期限において買主が代金を支払わない場合、売主は、代金支払いがないことによる売買の解除（résolution）を請求することができよう。そして、まず何よりも売主が売買目的物および代金を失う危険にあるか、また一定の期間の後、諸状況に従って、この危険がやめば、解除の命令が発せられるだろう」³⁵として、買主が代金支払いという義務を履行しなかった場合の解除を認める。

さらに、ドマは、「売買契約の解除のその他の原因」（第2章第12節）において、不履行解除を規定する。売買の解除の原因として、売主側による引渡しの欠缺、買主側による代金支払いの欠缺、条件の成就、解除条項、売買における合意のなかの何らかについての不履行などが挙げられる³⁶。

ドマは、解除について、解除条項がある場合とない場合に分けて論じている³⁷。解除条項に関して、「解除条項は、売買における通常の合意であり、それは、買主が期限内に代金を支払わない場合、当該売買契約の解除がなされるといふものである。売買の解除というこの同種の罰（peine）は、売買契約の一部たる他の何らかの合意の不履行に関してもまた約定され得る。たとえば、地役（権の負担）を含まないで売却されたある家がその地役の負担に従わなければならない場合、当該売主は、その家を買戻さなければ

33) Domat, Les lois civiles, Liv. I, Tit. II, Sec. II, a. 19.

34) Domat, Les lois civiles, Liv. I, Tit. II, Sec. II, a. 3.

35) Domat, Les lois civiles, Liv. I, Tit. II, Sec. III, a. 8.

36) Domat, Les lois civiles, Liv. I, Tit. II, Sec. XII, pre.

37) ドマは、「あらゆる売買契約に条件、解除条項、買戻権等のあらゆる種類の適法な合意および約款を付すことができる」とする（Domat, Les lois civiles, Liv. I, Tit. II, Sec. VI, a. 1.）。また、「支払いの欠缺に基づく解除条項」については、「買主が支払期限に代金を支払わないならば契約は解除されるというものは、売買契約における通常の合意である。そして、この合意は売買の解除の1つであるから、第12節で説明される」（Domat, Les lois civiles, Liv. I, Tit. II, Sec. VI, De la clause résolutoire faute de payement.）。

ばならない（引き取らなければならない）ということが定められているような場合がそれである」³⁸。

解除条項のない売買契約では、「期限における弁済または他の何らかの合意の履行がない場合、解除条項が付されていないときであっても、期間経過後、諸状況に従って、当該弁済および履行の欠缺が解除を引き起こすのであれば、当該売買は、やはり解除されるだろう。なぜなら、当事者たちは、当該契約の存続のみを願っており、それは、各当事者が自身の負う義務を履行する場合においてのみ、そのように願っているからである」³⁹として、解除条項が付されていない場合でも弁済および履行がないときの解除が認められている。ドマは、この規定の脚注に「合意の一般原則」第3節「説明されていないが、自然的に合意に続く義務について」の第2節「合意の相互の履行」および第4節「合意の不履行の罰 (Peines de l'inexécution des conventions)」を参照するように指示している。第2節「合意の相互の履行」では、「一方の債務の基礎が他方の債務である合意の第1の効果として、各当事者が相手方にその債務を履行するように義務付けることができるのは、合意により相互に負う債務に応じて、自己の側から自己の債務を履行することによってである」⁴⁰とし、第4節では、「あらゆる合意において、義務付けられたことを欠く者あるいは遅れる者は、それができなかったときであれ、また、欲しなかったときであれ、合意の本性や不履行や遅滞の状況に従って、損害賠償の責任を負うことは、義務の第2の効果である。そして、合意を解除する理由がある場合には、自身の義務の履行を欠いた者に対して生じる罰として合意は解除される」⁴¹と規定されていることから、原則として自己の義務を履行することにより他方当事者に債務を履行するように義務付けることができる。損害賠償の義務とともに、義務の履行を欠いた者にはその罰として、合意が解除されることになるといえよう。

また、同じ脚注において、causeについての箇所を参照するように指示す

38) Domat, Les lois civiles, Liv. I, Tit. II, Sec. XII, a. 11.

39) Domat, Les lois civiles, Liv. I, Tit. II, Sec. XII, a. 13.

40) Domat, Les lois civiles, Liv. I, Tit. I, Sec. III, a. 2.

41) Domat, Les lois civiles, Liv. I, Tit. I, Sec. III, a. 4.

る。ここでドマのcause概念について概観してみたい。ドマは、合意をローマ法の無名踐成（要物）契約から引き出し、次のように4種に分類している⁴²。「両当事者が相互に与えあうもの」、「両当事者が相互に為すもの」、「一方が与え他方が為すもの」、および、「一方のみが与えないし為すもの」である。この合意に関する規定の後に、「causeなしではどんな合意も義務付けない」⁴³という条文の中でcauseについて次のように規定している。すなわち、4種の合意のうち、前三者の合意（双務契約）においては、「一方当事者の義務（engagement）が他方当事者の負う義務の基礎（fondement）になっている」⁴⁴。また、「金銭消費貸借のように、一方当事者のみが債務を負うようにみえる契約においても、借主の債務には貸主の先給付がなければならない」⁴⁵。こうして、「これらの契約（双務契約）において一方当事者のために生じる債務は、常に相手側にそのcauseを有している：そして、実際には債務にcauseがなかった場合、債務は無効となる」⁴⁶。

（４）小括

ドマにおける解除は、解除条項の有無にかかわらず、義務の不履行によって引き起こされる。その際損害賠償は妨げられることなく、解除とともに請求され得る。この原則は売買契約にも適用されるため、売買契約の解除についても解除条項が付される必要はない。以上のように、ドマは解除の一般化を成し遂げたと評価できよう。かような解除は、義務の履行をしなかった者への「罰」としてとらえられている⁴⁷。また、脚注にcauseに

42) Domat, Les lois civiles, Liv.I, Tit. I, Sec.I, a.4. 4種の合意のうち、前三者は、ドマ自身が注を付しているように、D.19. 5. 5に示されている無名契約の4類型に由来している。「余が与え、汝が与える（do ut des）」、「余が与え、汝が為す（do ut facias）」、「余が為し、汝が与える（fasio ut des）」、「余は為し、汝が為す（facio ut facias）」という4類型が挙げられたが、このうち、第2と第3が一緒にされて、全体で3類型になっている。

43) Domat, Les lois civiles, Liv. I, Tit. I, Sec. I, a. 5.

44) Domat, Les lois civiles, Liv. I, Tit. I, Sec. I, a. 5.

45) Domat, Les lois civiles, Liv. I, Tit. I, Sec. I, a. 5.

46) Domat, Les lois civiles, Liv. I, Tit. I, Sec. I, a. 5.

47) この点は、デュムラン理論がドマに継承されている可能性が考えられる。デュムランは、すべての契約について債務不履行解除を承認する一般原則を提唱したとされる（Boyer, op. cit. p. 343 など）。

ついでに規定をあげていることからわかるように、契約当事者は互いに自身の義務を履行する場合にのみ契約の存続を主張できるのである。

ドマの不履行解除について、具体的な要件は示されていないという指摘がみられるが⁴⁸、次章で考察するように、ドマは解除についても義務の体系の枠組みで説明していると理解できる。

以上のことから、合意一般のレベルにおけるドマの解除理論については、不履行解除の法的構成が解除条件の枠組みでは論じられていないといえる。つまり、フランス民法1184条のような黙示の解除条件構成でとらえる立場をとっていないことが指摘できよう。

4 義務の体系における解除の位置付け

(1) fauteと損害賠償

ドマは、解除をどう位置付けているのだろうか。従来の研究では、解除について、その基礎にある法的思考について十分な考察がなされていないため、その位置付けが明らかにされてこなかったように見受けられる。したがって、本稿では、ドマの解除の基礎にある法的思考に着目して解除の位置付けを解明していく。とりわけ、前稿で考察したfauteを原因とする損害賠償義務との関係に着目して考察をすすめていく。

前述したように、売主が目的物を引き渡さなかった場合、そこから生じる損害の賠償に加えて、「売買契約が解除される」という「罰」が不履行売主に対して科される⁴⁹。つまり、ドマは解除を1つの「罰」ととられていることがわかる⁵⁰。本節ではまず、解除とともになされる損害賠償と解除の関連性をみていこう。

筆者は、前稿⁵¹においてfauteを原因として発生する損害賠償義務について考察した。1804年のフランス民法1382条は、不法行為に関する一般的規定として、「他人に損害を生じさせる人の所為はいかなるものであっても、

48) 福本、前掲注4) 347頁。

49) Domat, Les lois civiles, Liv. I, Tit. II, Sec. II, a. 19.

50) 福本は、「解除を「罰」と捉えているこのドマの思考は興味深い」と脚注で指摘する(前掲注4) 393頁152)。

51) 拙稿、前掲注1) ② 73頁以下。

fauteによってそれを生じさせた者に対して、それを賠償する義務を負わせる」と定める。この規定におけるfaute概念は、従来の研究によれば、ドマのfaute概念にまで遡ることができる。ドマがfaute概念を用いて不法行為に関する統一的な規定を確立したとされ、それ以降フランスでは民事責任はfauteに基づくものと理解されてきた。ドマは、ローマ法の「学説彙纂」を論拠としつつ、散在する法文をfauteという新しい概念を用いることによって不法行為論について統一的な規定を確立した⁵²。彼は、『市民法』のなかでfauteを明確には定義していないが、その記述からfauteの意味を解明することが可能であった。以下では、まず、不履行解除に関わる範囲においてドマのfaute概念を確認していきたい。

ドマは、『市民法』の第2編「合意なくして成立する義務」第8章「重罪にも軽罪にも至らぬfautesによって惹起された損害」のなかでfauteに基づいて発生する損害賠償義務について論じている。そこでは、損害発生の原因として3種類のfautesが挙げられる⁵³。すなわち、①重罪又は軽罪に至るfautes、②合意に基づく債務を欠く（履行しない）者のfautes、③重罪にも軽罪にも至らぬfautesである。なお、①のfautesについては民事事件と混同されるべきではないとの理由から『市民法』では扱われない。上記②および③に分類されるfauteによって生じた損害は、fauteをなした者によって賠償されなければならない。この損害賠償義務は『市民法』の第2編「合

52) 野田、前掲注1) 91頁など。ドマの損害賠償責任についての最近の研究として、Sarah Woyciechowski, Haftungsgrenzen im französischen Deliktsrecht, Tübingen 2017, 66ff. などがある。

53) フォートについての主な邦語文献には、野田良之「フランス民法における faute の概念」川島武宣編『我妻先生還暦記念 損害賠償責任の研究上』（有斐閣、1957年）109頁以下、アンドレ・タンク（星野英一訳）「不法行為責任におけるフォート（faute）の地位」法学協会雑誌 82 巻 6 号（1966年）1頁以下、飛世昭裕「フランス私法学史における「フォート」概念の成立（一）」北大法学論集 41 巻 5・6 号（1991年）531頁以下、新関輝夫「フランス不法行為責任の研究」（法律文化社、1991年）、廣峰正子「フランス民事責任におけるフォート概念の存在意義」立命館法学 323 号（2009年）18頁以下、今野正規「フランス契約責任論の形成（1）」北大法学論集 54 巻 4 号（2003年）1351頁以下などがある。ドマのフォート概念については、とりわけ野田、前掲注1) 82頁以下、西村隆誉志「一七世紀法学における「フランス人の法」の構築—法整序にたいする一七世紀以降の対応—」愛媛法学会雑誌 30 巻 3・4 号（2004年）62頁以下を参照されたい。

意なくして成立する義務」という表題のもとに規定されていることから理解できるように、合意なくして成立する1つの義務と位置付けられている。「合意なくして成立する義務」の基礎には、『市民法』の序論とされている『法論 (Traité des lois)』⁵⁴で説明されるとおり、「他人に損害を与えてはならない」および「各人に各人のものを与えよ」という2つの準則がある。③重罪にも軽罪にも至らぬfautesで扱われる不法行為に関しては、契約などと異なり、あらかじめ当事者間の合意がなく、個別的な義務を指定することが困難なため、損害賠償義務の要件であるfauteについて「他人に損害を与えてはならない」という一般的な義務に違反した行為は、fauteとみなされることになる。その一方で、契約などの合意から発生する個別的な義務があらかじめ存在する場合には、その義務を履行しなければfauteとみなされることになる。本節では、ドマの解除を理解するため、個別的な義務があらかじめ存在する②合意に基づく債務を欠く（履行しない）者のfautesを再度確認したい。

第8章「重罪にも軽罪にも至らぬfautesによって惹起された損害」の第1節から第3節において、①一般的な準非行のfaute、②動物責任における保管・監護のfaute、③建造物責任における保管・監護のfauteが説明された後、第4節において「一般的な不法行為責任」と評される「重罪にも軽罪にもよらず、fautesによって惹起されたその他の種類の損害について」が規定される。ドマは、まず「何らかの所為 (fait) たたとえば無思慮 (imprudence)、軽率さ (légèreté)、知っているべきことについての無知 (ignorance de ce qu'on doit savoir)、あるいはその他の同様のfauteによるもので、それがいかに軽いものであろうともその所為によって発生し得るすべての損失 (pertes) およびその損害 (dommage) は、その無思慮あるいはその他のfauteによって生ぜしめた者によって賠償されなければならない」⁵⁵と定める。「何らかの所為、たとえば無思慮、軽率さ、知っているべきことについての無知、あるいはその他の同様のfauteによるもの」という第4節第1項の文言からわかる

54) Jean Domat, Traité des lois, in: Les lois civiles dans leur ordre naturel; le droit public, et legum delectus nouv. éd., Paris 1735 を用いた。

55) Domat, Les lois civiles, Liv. II, Tit. VIII, Sec. IV, a. 1

ように、fauteと同格にあるのは「所為 (fait)」であり、ドマはfauteを行為の一態様としている⁵⁶。

ドマによれば、合意から発生した義務を履行しないこともfauteの一種であり、その例として、売買目的物を引き渡さない売主やなすべき修理をしない賃借人 (locataire) などが挙げられる⁵⁷。つまり、契約から発生した義務を履行しないこともfauteの一種としている⁵⁸。具体的には、ドマは、「義務の弁済を果たさないのは、損害賠償に拘束される機会をもたらし得るfauteである。こうして、売買目的物を引き渡すのに遅滞がある売主、寄託物を返却するのが遅れた受寄者、遺贈の対象物をとどめておく相続人、また引き渡さなければならない物を自分の占有に置く者のすべては、拒否しまたは遅れたなら、遅滞によって生じ得る損害賠償についてだけでなく、偶発事故でそうなったにしても、遅れて物を失ったら、物の価値そのものについても拘束される。というのは、この事態は所有者の手元にまで届き得ないし、または物を失う前にそれを渡すことができたからである」⁵⁹と規定する。すなわち、売買目的物の引渡しを拒否する売主や寄託物の返還を遅滞する受託者は、遅滞によって生じた損害のみならず、遅滞している間に目的物が滅失してしまった場合には、目的物そのものの価値を賠償する義務を負うことになる⁶⁰。

さらに『市民法』の「売買契約」(第1編第2章)の「損害賠償が成り立つ事例」(第2節第17項)、「売主が引渡しの遅滞に陥った後に生じた変化は売主の責任である」(第7節第3項)および「寄託」(第1編第7章)の「受寄者が返却に遅滞がある場合」(第3節第10項)を参照させている。したがって、義務 (engagement) 違反=fauteであり、その結果、損害賠償を義務付けられることになるといえよう。

56) 飛世昭裕「フランス私法学史における「フォウト」概念の成立 (一)」北大法学論集 41 卷 5・6 号 (1991 年) 545 頁も参照。

57) Domat, Les lois civiles, Liv. II, Tit. VIII, pre.

58) Domat, Les lois civiles, Liv. II, Tit. VIII, Sec. IV, a. 2.

59) Domat, Les lois civiles, Liv. II, Tit. VIII, Sec. IV, a. 2.

60) Domat, Les lois civiles, Liv. II, Tit. VIII, Sec. IV, a. 2.

不法行為に基づく損害については、合意から発生する義務とは異なり、人間が準拠すべき個々の義務をあらかじめ列挙することは困難であるため、fauteという概念を用いることによって、義務違反行為を一括して説明するが、合意に関しては当事者間であらかじめ義務が定められ、その義務が履行されない場合にfauteと評価されることになる。

以上のように、ドマは、fauteを行為 (fait) の一態様ととらえ、非難性を伴う行為を総称してfauteとしている。当事者間に合意があり、個別的な義務があらかじめ存在する場合には、その義務を履行しなければfauteとみなされる。つまり、fauteがある場合には、fauteを犯した者は損害賠償という新たな義務に拘束されることになる。

(2) 売買契約から発生する義務

拙稿⁶¹⁾において検討したように、ドマは、『市民法』のなかで人間が従うべき義務 (engagement) を詳述する。第1部第1編「合意による意思的・双務的義務」の第2章では「売買契約」で扱う「売主の買主に対する義務」(第2節)、「買主の売主に対する義務」(第3節)といった売買契約から発生する義務が詳細に説明される。

ここで、ドマの売買契約の定義に立ち戻ってみよう。ドマは、「売買契約は1つの合意 (convention) であり、この合意によって当事者の一方は貨幣による金銭代価と引換えに目的物を供与し、他方はその目的物を獲得するために代金を支払う」と定義する⁶²⁾。売買契約は、「たとえ目的物が引き渡されていなくとも、また代金が支払われていなくとも、同意 (consentement) のみによって成立する」⁶³⁾としていることから、売買は諾成契約であり、何の方式も必要とされないということがわかる。

契約の締結により、その当事者は、3種類の義務に拘束される⁶⁴⁾。まず、

61) 拙稿、前掲注1) ②84頁以下。

62) Domat, Les lois civiles, Liv. I, Tit. II, Sec. I, a. 1.

63) Domat, Les lois civiles, Liv. I, Tit. II, Sec. I, a. 2.

64) Domat, Les lois civiles, Liv. I, Tit. II, Sec. I, a. 5. 合意から発生する義務の分類について、拙稿、前掲注1) ②84頁以下。

第1に、契約の際に説明された事項に義務付けられる⁶⁵。たとえば、上述した条件、不履行の解除条項、買戻権など売買契約に付け加えられた様々な合意が挙げられる。これらは契約の一部であり、法に代わる（*ces conventions sont partie du contrat, et tiennent lieu de lois*）。つまり、売買契約の付加的合意も契約当事者にとっての義務となる。

第2の義務は、売買契約の自然的結果である⁶⁶。この義務は、具体的には、売主の買主に対する義務、買主に対する売主の義務を指す。具体例として、売主の買主に対する義務に関して、引渡し、引渡しまでの目的物の保存、担保責任などが挙げられ、買主の売主に対する義務に関して、代金支払い、買主に関わる出費、損害に対する責任などで挙げられる。

第3に、法律、風習、慣習が合意に与える効果に義務付けられる⁶⁷。たとえば、不動産売買において、買主が正当価格の半値以下で購入する場合には、買主はその目的物を返還するか、不足分を支払わねばならない。このようにして、売買契約においては、契約当事者は契約の決定事項のみならず、第2および第3の義務にも拘束されることになる。

以上のように、契約においては、契約当事者が準拠すべき義務があらかじめ規定されている。ひとたび契約が締結されると、その合意は契約当事者たちにとって義務となる。それゆえ、売主は目的物引渡義務、買主は代金支払い義務に拘束されることになる。

（3）義務の体系と解除

ドマの義務を中心とした私法体系においては、engagementのみならず、devoirの意味に注目する必要があった⁶⁸。彼は、『法論』の第3章において、「義務（engagement）は、各人にとって諸法律のようなものであり、第2の法⁶⁹が要求することを各人に示す。その結果、義務は各人のdevoirを規定

65) Domat, Les lois civiles, Liv. I, Tit. II, Sec. I, a. 6.

66) Domat, Les lois civiles, Liv. I, Tit. II, Sec. I, a. 7.

67) Domat, Les lois civiles, Liv. I, Tit. II, Sec. I, a. 8.

68) 拙稿、前掲注1) ① 153頁以下。

69) 第2の法は、相互に結合し、愛すること、すなわち隣人愛である。人間の第1の最上

する。というのも、人間たちの間の *devoir* は、存在する義務 (*engagement*) に従った、すべての人がすべての他人に負っている誠実な愛の効果に他ならないからである」⁷⁰と規定し、*engagement* と *devoir* を明確に区別して用いている。また「すべての人間は社会の一員であるから、各人はそれぞれの *devoir* と任務を地位や *engagement* によって定められていることに従って果たさなければならない」⁷¹の定義から、*devoir* は何らかの義務に従った行為と理解することができた。*engagement* と *devoir* 概念を用いて展開されたドマの体系を簡単にみてみよう。

ドマによれば、*engagement* は法と同様の効力を有する準則であり⁷²、すべての人間は *engagement* に従って行為しなければならない。ドマは、人間の自己愛と自己保存から他人との結合および社会の必要性を導き出し、社会における人間の行為を規律するため、人間の共同生活における *engagement* を規定する。人間には社会で生活するため、その社会の一員としてこれらの義務に準拠することが求められている。義務に従った行為は、義務適合的行為 (*devoir*) と評価されるが、義務に従わなかった場合には、その責任をとらなければならない。かような義務の体系がドマの私法理論の基礎にある。

ドマは、前述したように、『市民法』の「売買契約」の章において、契約から発生する義務を列挙するとともに、義務が履行されなかった場合の責任を問題とする。契約当事者が契約の自然的結果として導き出される売主の義務および買主の義務を履行すれば何の問題も生じないが、履行しなかった場合の責任が問題となる。ドマは、前述したように、契約に基づく

位の法は、神を認識し愛することである。人間に最高善を尋ね、愛することを命ずる第1の最上位の法は、すべての人間に共通であり、人間は共通の目的をもつことで結合することができるため、第1の法には相互に結合し愛し合うという第2の法を含んでいる (Domat, *Traité des lois*, Ch. I, 7)。

70) Domat, *Traité des lois*, Ch. II, 3.

71) Domat, *Traité des lois*, Ch. V. 1, 1^{re} Règle: Les engagements tiennent lieu de lois.

72) 「諸合意が形成されると、合意されたあらゆることは、それらをなした者たちによって、法律に代わり、そして、それら (諸合意) は彼らの共通の同意によってのみ取り消しうる」 (Domat, *Les lois civiles*, Liv. I, Tit. I, Sec. II, a. 7.)

義務を履行しないことは「合意に基づく債務を欠く者のfautes」とみなす。したがって、売主が売買目的物を引き渡さない場合には、その行為はfauteとみなされ、不履行売主はそこから生じた損害の賠償をしなければならない。

また、第1章「合意の一般原則」第3節「説明されていないが、自然的に合意に続く義務について」第4項「合意の不履行の罰」では、「あらゆる合意において、確定されたことを欠く者あるいは遅れた者は、それができなかつたときであれ、また、欲しなかつたときであれ、合意の本性や不履行や遅滞の状況に従って、損害賠償の責任を負うことは、義務の第2の効果である。そして、合意を解除する理由がある場合には、自身の義務の履行を欠いた者に対して生じる罰として合意は解除される」⁷³と規定されていることから、義務の履行を欠いた者の罰として、合意の解除があるといえる。

ここでもう一度不履行解除の規定をみてみよう。すなわち、「契約当事者の一方の側の合意の不履行は、不履行当事者がその義務を履行することができなかつたときであれ、また、彼がその義務を履行しようとしなかつたときであれ、解除を引き起こす」⁷⁴。すなわち、義務を履行しないことが解除を引き起こすと理解できる⁷⁵。

以上のことから、ドマはあらかじめ義務を設定し、義務に違反した場合には、その「罰」として契約が解除され、また新たに発生する義務として損害賠償を義務付けている。

おわりに

本稿では、債務の不履行を原因とする解除をドマの義務の体系の観点か

73) Domat, Les lois civiles, Liv. I, Tit. I, Sec. III, a. 4.

74) Domat, Les lois civiles, Liv. I, Tit. I, Sec. VI, a. 11.

75) 武川、前掲注7) 18頁では、ドマは、「あらゆる合意につき債務不履行解除を認めること、それには約定の有無およびフォート・不可抗力の存否を問わないこと、その可否については裁判官に状況に応じて認定する権限を付与すること、および、場合により損害賠償責任を妨げない旨を示」しているとしているが、ドマはフォート（＝義務違反）の場合も解除されうると理解している。

ら考察してきた。ドマは、『市民法』において人間が準拠すべき義務を規定し、具体的には、合意の有無を基準として「合意による意思的・双方的義務」と「合意なくして成立する義務」を区別する。前者に属する合意は1つの義務であり、合意をなした者たちはそれに義務付けられる。さらに、合意から発生した義務が詳細に規定され、その義務を履行した場合には義務適合的行為 (devoir) と評価される一方で、その義務を履行しない場合には、不適合行為 (faute) とみなされ、その責任が問われることになる。その1つとして、前稿で考察したように、「合意なくして成立する義務」である損害賠償義務が挙げられる。fauteによって惹起された損害は、fauteにより損害を生ぜしめた者によって賠償されなければならない。このfaute概念は、行為の一態様としてとらえられ、非難性を伴う行為を総称する。不法行為については、人間が準拠すべき個別的な義務を列挙することが困難であるため、「他人に損害を与えてはならない」という規範を基準として、義務違反行為を一括して説明する。これに加えて、ドマは、合意から発生する義務を履行しない場合もfauteの一態様としている。つまり、合意から発生する義務の不履行は損害を惹起する1つのfauteであり、fauteを犯した者によりその損害は賠償されなければならない。

本稿の考察対象である義務の不履行による解除も義務の体系の枠組みにおいて説明される。合意から発生した義務を履行しない者、すなわちfauteを犯した者は損害賠償義務を負うだけでなく、解除という「罰」も引き受けなければならない。

以上のことから、ドマは、解除に関しても一貫して義務と義務適合的行為を中心とした義務の体系の枠組みで説明しているといえよう。それは義務を履行しない場合には、解除という罰が与えられるということである。

本稿では、ドマの解除について考察を進めたが、その起源と評されている「解除約款 (lex commissoria)」との関係まで踏み込むことができなかった。したがって、今後の課題として、「解除約款」の史的展開を具体的に考察していきたい。